

## 令和3年度第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月5日（金）13時30分～14時00分
2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室
3. 議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 8件  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 2件  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認について 1件  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件  
議案第5号 農地の公売に対する買受適格証明願の承認について 2件  
議案第6号 農業経営改善計画について  
議案第7号 青年等就農計画について  
議案第8号 農用地利用集積計画について
4. 報告  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 9件  
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 1件  
報告第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について 2件
5. 出席委員 15名  
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、  
4番細谷修、5番齊藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、  
8番板倉善紀、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、  
13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 0名
7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査
8. 議事録

議長 委員15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。  
定足数に達しておりますので、これより令和3年度第8回農業委員会定例総会  
を開会いたします。

議長 それでは議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名であります、本日は、

8番板倉委員と9番篠崎委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。なお、発言につきましては、議長の指名後をお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 はい、それでは、本日の議案についてご説明を申し上げます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 8件、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 2件、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認について 1件、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件、議案第5号 農地の公売に対する買受適格証明願の承認について 2件、議案第6号 農業経営改善計画について、議案第7号 青年等就農計画について、議案第8号 農用地利用集積計画について、以上でございます。

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、農宮委員より意見発表をお願いいたします。

7番 番号1について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は御門字蛇喰沼の田、2筆、1, 377㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は田を耕作していないため、譲受人は自作地に近いためです。営農計画においては、水稻を予定しています。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は、3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に申請番号2から4について、吉井委員より意見発表をお願いいたします。

11番 申請番号2について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は下武射田字関根の田、3筆、合計2, 389㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は、農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大のため、尚、番号3の案件との農地の交換という事でした。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題とな

るような状況は、見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

1 1 番 続きますして番号3について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は下武射田字穂米野の山林、現況畑、354㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営、畑作の縮小、譲受人は経営の拡大のためです。営農計画においては、植木の作付けを予定しています。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は、3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

1 1 番 続きますして番号4について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は下武射田字駒形前の畑、現況田、991㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は高齢のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は、3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に申請番号5について、農宮委員より意見発表をお願いいたします。

7 番 申請番号5について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は御門字本郷田の畑、4筆、1,916㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により、畑の耕作ができないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、植木を植える予定です。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は、3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に申請番号6について、日暮委員より意見発表をお願いいたします。

1 5 番 番号6について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は福俵字東の畑、526㎡、福俵字東の畑、215㎡の2筆の農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、育苗ハウスを建て、稲作のための育苗を予定して

います。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は、3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。次に申請番号7及び8について、岩柳委員より意見発表をお願いいたします。

3番 申請番号7について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は薄島字橋戸の田、1,640㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画は、水稻の作付けを予定しています。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は、3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

3番 続きまして申請番号8について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は宿字南原の2筆、宿字東の4筆、宿字久々井の2筆、宿字熊沢の3筆、宿字北上野の2筆の田、合計18,238㎡の農地です。面積は、別紙に内訳が添付されております。申請理由は、譲渡人は高齢化により、農業経営を縮小したいため、譲受人は、農業経営拡大のためです。譲受人は譲渡人の甥です。営農計画は、宿北上野の128㎡に落花生、その他は、水稻の作付けです。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況はありません。申請書類を確認したところ、譲受人は、3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 はい、議案書の4ページをお願いいたします。申請番号1は、土地の交換に伴う所有権移転の申請です。場所は、家徳公民館の東、約600メートルに位置しています。申請地は譲受人の自作地の近くにあり、耕作上利便が良いため、これまで譲受人が譲渡人に貸していた宅地と交換するとのことでした。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われまます。申請番号2及び3は、農地の交換に伴う所有権移転の申請です。場所は、番号2は土農田の警察学校の西、約300メートル、番号3は下武射田公民館の南、約400メートルに位置しています。交換後は、それぞれ水稻及び植木

を作付けする計画です。3条許可基準への適合ですが、共に、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号4は、贈与に伴う所有権移転の申請です。場所は、豊成小学校の北東、約950メートルに位置しています。譲渡人は千葉市在住で、高齢により耕作できないとのことから、隣接地を耕作する譲受人に贈与しようとするものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号5は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、県道東金片貝線の薄島交差点から高倉方面に向かい、約1キロメートル行った右手に位置しています。取得後は、造園業を営む譲受人が植木畑として利用する計画です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号6は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、福俵区民会館の東、約300メートルに位置しています。取得後は、水稻の育苗ハウスの用地として利用する計画です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号7は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、県道東金片貝線と広域農道の交差点の北西側に近接して位置しています。申請地は、譲受人の所有する農地に隣接しており、譲受人が取得することにより、一団の農地となり、効率的に耕作することが可能となることから、今回の申請に至ったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号8は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、宿の広域農道の海側に田が9筆、山側に田と畑が各2筆、点在しています。譲渡人は、高齢により農業経営を縮小するため、甥である譲受人に、譲渡するとのことです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。以上でございます。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議

案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。  
申請番号1につきまして、吉井委員より意見発表をお願いいたします。

11番 番号1について説明します。本件は農地法第4条の規定による転用の申請です。申請地は下武射田字台の畑、2筆、合計1,361㎡の農地です。転用の目的は、長屋住宅2棟及び駐車場24台です。転用に伴う造成工事はありません。隣接農地への被害防止対策については、周囲にブロック積を設置し、土砂等の流出を防止する計画です。また排水については、雨水は敷地内で集水し、汚水は合併浄化槽で処理した後、側溝に放流する計画で、下武射田区長の同意書が添付されています。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号2につきまして、日暮委員より意見発表をお願いいたします。

15番 申請番号2について説明します。本件は農地法第4条の規定による転用の申請です。申請地は台方字大門下の田、現況畑、522㎡の農地です。転用の目的は、長屋住宅用地です。転用に伴う埋立等の造成工事はありません。隣接農地への被害防止対策については、農地との境界域にブロックを設置し、土砂等の流出を防止する計画です。また排水については、雨水は雨水浸透柵を設置し、地下浸透、オーバーフローのみ、側溝に放流、汚水は公共下水道に接続します。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 はい、議案書の7ページをお願いいたします。申請番号1は、長屋住宅2棟、12戸の建築を目的とした転用の申請です。場所は、豊成小学校の北、約200メートルに位置しています。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、自己資金及び施工会社からの借入金により賄う計画となっており、残高証明書及び融資証明書が添付されています。

申請番号2は、長屋住宅1棟、6戸の建築を目的とした転用の申請です。場所は、城西小学校の南東、約200メートルに位置しています。立地基準につきましては、申請地は都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、

金融機関からの融資により賄う計画であり、融資証明書が添付されております。以上でございます。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認について審議に入ります。本議案につきましては、次の議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の申請番号1と関連しておりますので、併せて審議をお願いします。それでは、日暮委員より意見発表をお願いします。

15番 番号1について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う計画変更の申請です。申請地は台方字大門下、田、現況畑、439㎡の農地です。主な変更理由は共同住宅から社宅に変更するためです。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。

15番 続きまして、番号1について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は台方字大門下、田、現況畑、439㎡の農地です。転用の目的は社宅用地です。住宅1棟、木造平屋スレート葺き、建築面積79.49㎡、駐車場35.60㎡です。排水については、雨水は宅内処理、自然浸透、汚水は公共下水道に接続します。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 はい、議案書の8ページをお願いいたします。申請番号1は、転用事業の承継を伴う計画変更の承認申請です。譲渡人は、本件申請地を長屋住宅用地として転用すべく、平成11年に5条許可を受けましたが、健康上の理由により事業に着手しないまま今日に至っており、高齢となり事業の実施が困難になったことから、譲受人に承継することになったものです。申請地は、城西小学校の南東、約200メートルに位置しており、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。計画変更における審査においては、変更後の事業が確実に実施され、許可相当と認められることが要件となります。譲受人は市内に本店を置く、電気工事業を営む法人です。承継後の用途は自社の社宅であり、平屋建ての住宅を建築する予定です。所要資金につきましては、全額、借入金により賄う計画であり、貸付証明書が添付されています。説明は以上でございます。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきましては審議済みでありますので、申請番号2から審議を行います。申請番号2につきまして、川野委員より意見発表をお願いいたします。

6番 はい。番号2につきまして説明いたします。本件は農地法第5条による使用貸借権の設定を伴う一時転用の申請です。場所は堀上字上熊野前の田、664の内の0.315㎡の農地です。転用の目的は、既にここに建設されている営農型太陽光発電施設の更新のため、申請されたものです。申請に必要な書類等も整っており、問題となる状況は見受けられませんでした。以上です。

議長 次に、申請番号3につきまして、吉井委員より意見発表をお願いいたします。

1 1 番 番号3について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は下武射田字西大成の畑、991㎡の農地です。転用の目的は専用住宅4棟です。転用に伴う造成工事はありません。隣接農地への被害防除対策については、周囲にブロック積を設置し、土砂等の流出を防止する計画です。また、排水については、敷地内で集水、汚水は小型合併浄化槽で処理した後、新設及び既設の側溝に接続し、放流する計画です。下武射田区長の同意書も添付され、申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 はい、議案書の9ページをお願いいたします。申請番号1は、先ほどご審議いただいた議案第3号と併せて提出されたものですので、説明を割愛させていただきます。申請番号2は、営農型太陽光発電施設の設置を目的とする一時転用許可の更新申請です。場所は、嶺南幼稚園の北、約100メートルに位置しています。申請地は、平成28年3月に当初許可を受け、パネル下において櫛の栽培を行っているものです。撤去に伴う所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。申請番号3は、所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、豊成小学校の北、約700メートルに位置しています。転用の目的は、建売分譲4棟の用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。説明は以上でございます。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第5号、農地の公売に対する買受適格証明願の承認について審議に入ります。はじめに事務局より説明をお願いします。

事務局 本議案につきましては、農地の公売に参加する際に必要となる買受適格証明書の交付請求に対し、願出人が農地法第3条の許可基準を満たしているか否かを審査していただくものでございます。願出人が買受適格証明書の交付を受け、落札者となった場合は、農地法第3条の許可申請書が提出されることとなります。この場合、再度総会に諮ることなく、許可書を交付することとなりますので、ご理解願います。説明は以上です。

議長 それでは、川野委員より意見発表をお願いいたします。

6番 番号1及び2につきまして、同一案件ですので一括して説明いたします。本件は農地の買受適格証明願の申請です。申請地は東金字馬場の畑、2筆、合計で653㎡の農地です。申請理由は、東京国税局による公売に参加するためです。営農計画においては、落花生、さつまいもの作付けを予定しております。10月28日に現地を確認しましたが、一部を除き、山林の状態ではありますが、願出人から、落札した際は耕作できる状態にすると、事務局が回答を受けていると聞いております。申請書類を確認したところ、願出人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、問題ないものと判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の10ページをお願いいたします。本件につきましては、東京国税局が行う農地の公売に参加するため、願出人が買受適格者であることの証明をを求めるものでございます。証明願いに添付された3条許可審査書類によりますと、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま。説明は以上です。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第5号、農地の公売に対する買受適格証明願の承認について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第6号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求められた案件は再認定3件でございます。1ページをお願いいたします。こちらは台方の方です。営農類型は水稲、施設野菜、いちごです。主な改善計画についてですが、水稲部門は立地を含め耕作条件良い圃場を増やし、経営の拡大及び合理化を目指します。施設野菜、いちごは、栽培方式の見直しにより効率化、観光来客数の増加を図っていきます。3ページをお願いいたします。機械、トラクター、田植え機、乾燥機、軽トラック、籾摺り機を取得する計画です。続きまして5ページをお願いいたします。こちらは前之内の方です。営農類型は水稲です。主な改善計画についてですが、東金市の基本構想を所得に関しては超えており、労働時間について2000時間を目指しながら規模を拡大する計画です。7ページをお願いいたします。機械は田植機、籾摺り機を取得する計画です。続きまして9ページをお願いいたします。こちらは松之郷の方です。営農類型は水稲と施設野菜です。主な改善計画についてですが、新規需要米に取り組みながらさっきの調整を図ることで、経営面積を拡大する計画です。5年後の年間所得は530万円以上、年間労働時間は1人あたり2000時間以内の実現を目指します。11ページをお願いいたします。機械はトラクター、コンバインを取得する計画です。以上、再認定3件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 以上のとおり農政課から説明がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第6号、農業経営改善計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議

案第7号、青年等就農計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定によりまして、意見を求めた案件は新規認定1件でございます。1ページをお願いいたします。こちらは青年就農計画の申請です。求名の方です。営農類型は施設野菜、露地野菜です。技術の向上、設備の導入、耕作面積拡大による所得増加を目指す計画です。以上、新規認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第14条の4の各要件に該当しております。また農業事務所改良普及課が計画書の作成に携わっておることをお伝えします。審議をよろしく願いいたします。

議 長 以上のおり農政課から説明がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第7号、青年等就農計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第8号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和3年第11次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和3年第11次農用地利用集積計画」についてお諮りします。利用権の内訳といたしまして、利用権設定が7件で、所有権移転は4件でした。契約年数ごとの件数と面積については、利用権の設定が7件、面積合計が34,832㎡、その内訳として、5年が1件、面積合計が10,068㎡、6年が1件、面積合計が8,443㎡、9年が1件、面積合計が934㎡、10年が4件、面積合計が15,387㎡となっております。所有権の移転は4件で、面積合計が12,614㎡となっております。1ページが5年の利用権設定管理台帳で、2ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。更新で田中の認定農業者に貸付となっております。3ページが6年の利用権設定管理台帳で、4ページが農地の出し手、受け手より提出のあった

農用地利用集積計画各筆明細書です。更新で田中の認定農業者に貸付となっています。5ページが9年の利用権設定管理台帳で、6ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。新規で幸田の農業者に貸付となっています。7ページが中間管理機構を介しての利用権設定管理台帳で、9ページから13ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番は新規で川場の認定農業者へ貸付となっております。2番は更新で求名の農業者に貸付となっています。14ページが10年の利用権設定管理台帳で、15ページ、16ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。3番は新規で田中の認定農業者に貸付となっております。4番は新規で川場の認定農業者に貸付となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況は23ページから25ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。続きまして売買についてですが、17ページのとおりです。18ページから22ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、23ページから25ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1番、2番、3番、4番は共に耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。1番の買い手については川場の認定農業者です。2番の買い手については小沼田の農業者です。3番の買い手については田中の認定農業者です。4番の買い手については荒生の認定農業者です。以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 以上のとおり農政課から説明がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第8号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第4号について、事務局から説明願います。

事務局 はい、議案書の14、15ページをお願いします。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。9月26日から10月25日までに

受付した案件は2件で、共に相続により所有権を取得したものです。いずれも斡旋等の希望はないとのこと。16ページから18ページをお願いします。報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。9月26日から10月25日までに受付した案件は1件でございます。番号1は使用貸借権で、双方合意にて解約したものでございます。19ページをお願いします。報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。1件の照会があり、現地調査を10月8日に実施いたしました。現地調査の結果、農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。20ページをお願いします。報告第4号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について」です。令和3年9月17日付けで東金市長より農地2筆について照会がありましたので、現地調査のうえ、共に宅地として利用されていることを確認し、「非農地」で回答したものでございます。説明は以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ありがとうございます。無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和3年11月5日